

「掛川 SDGs×地域課題解決プログラム 2021」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市の抱える地域課題への取り組みについて、最適な企画を提案するもの（以下「最適者」という。）を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

本市が抱える地域課題として、以下の4つの対象事業について、民間事業者等から先進技術やアイデアを用いた課題解決のための提案を募集する。

なお、最適な企画が採択された場合は、実証実験を実施し効果検証を行う。

(1) 対象事業

ア ごみ減量・リサイクル・シェアリング事業

イ 掛川茶振興事業

ウ 関係人口の拡大・移住促進事業

エ 3次元点群データ活用事業

※内容の詳細は、別添仕様書のとおり。

3 契約上限額

1事業 金700,000円（消費税及び地方消費税を除く）

4 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

5 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者であること。
- (3) 掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 掛川市暴力団排除条例（平成24年9月28日掛川市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

6 実施方法

(1) 基本事項

上記の条件を満たしている業者から提出された内容を、評価項目に基づく1次審査及び2次審査を経て採択者を決定する。

(2) スケジュール

項目	日程（予定）
実施要領の公表	令和3年8月10日（火）
質問の受付期間	令和3年8月10日（火） ～令和3年8月23日（月）正午必着

質問の回答日	随時回答 (最終回答日令和3年8月24日(火)17時)
提案の受付期間	令和3年9月1日(水) ～令和3年9月2日(木)17時必着
1次審査(提案書類審査)	令和3年9月8日(水)
1次審査結果の通知	令和3年9月9日(木)
2次審査(プレゼンテーション)	令和3年9月24日(金)
2次審査結果の通知	令和3年9月27日(月)
受託候補者の公表	令和3年9月下旬
契約締結	令和3年10月

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

7 質問の提出方法・回答

- (1) 提出方法 任意様式に記入し、企画政策課へメールで提出。
 ※電話等口頭による個別の対応は一切行いません。
 ※電子メール送信後、電話により企画政策部 企画政策課 地域創生戦略室 経営戦略係(0537-21-1127)まで受信確認をすること。
- (2) 提出期限 令和3年8月23日(月)正午必着
- (3) 提出先 掛川市 企画政策部 企画政策課 地域創生戦略室 経営戦略係
 メール:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
- (4) 回答 市ホームページに質問・回答内容を随時掲載する。
 最終回答日は8月24日(火)17時とする。

8 提案の提出方法

- (1) 提出方法 企画政策課へ郵送または持参で提出。
- (2) 提出期限 令和3年9月2日(木)17時必着
- (3) 提出書類の部数 正本1部、副本5部(副本は写しで可)
- (4) 提出書類
 ア 提案様式(様式1)
 イ 提案書(様式は任意)(A4用紙で4ページ以内)
 ※ア 提案様式(様式1)の2-(2)質問1の「提案事業の概要」の内容を理解するための参考資料がある場合は、任意の提案書を提出すること。
 ウ 見積書
- (5) 提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷1-1-1
 掛川市 企画政策部 企画政策課 地域創生戦略室 経営戦略係

9 審査方法

- (1) 1次審査
 提案内容により審査する。
 ア 時期 令和3年9月8日(水)
 イ 実施方法 提出書類の審査
 ウ 結果通知 令和3年9月9日(木)
- (2) 2次審査
 提案内容のプレゼンテーションにより審査する。
 ア 時期 令和3年9月24日(金)
 イ 実施方法 Zoomによるオンライン開催
 ウ 結果通知 令和3年9月27日(月)

10 審査基準

(1) 審査評価項目

審査項目	評価項目	配点
① 企業の体制・理念・将来性	提案した解決方法を実施するための体制が整っているか。	5
② 技術・アイデアの新規性・創造性	新しい技術やアイデアに基づいた解決手段になっているか。独自の創造性があるか。	15
③ ビジネスモデルの実現性・収益性	実現できるビジネスモデルが構築されているか。収益を見込める手段であるか。費用対効果が適切であるか。	15
④ 課題解決への有効性	課題を解決するために、有効な手段となっているか。実現可能な手法であるか。	10
⑤ 実証実験の実効性	実証実験を実施するにあたり、円滑に業務を執行できる体制・技術があるか。	5

(2) 選定方法

ア 1次審査

対象事業ごと審査し、評価が高い上位3事業者程度を選定する。

イ 2次審査

対象事業ごと審査し、最終点数の上位から予算の範囲内で事業者を選定する。

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果は速やかに参加者全員に通知する。
- ・選定結果は市ホームページに公表する。
- ・審査の結果について異議の申し立てには応じない。

11 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提案の提出期間、提出先及び提出方法等に適合しないもの。
- (2) プロポーザル実施要領に指定する条件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他、指示した条件に違反する等、事務局が不当と認める場合。

12 提案内容の著作権

- (1) 提案内容等の著作権は、当該提案等を作成したものに帰属する。
- (2) 掛川市は審査の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。

13 留意事項

- (1) 本審査の応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。ただし、選定されなかった提案書等は返却する。

14 問い合わせ先

掛川市 企画政策部 企画政策課 地域創生戦略室 経営戦略係
住所 〒436-8650 静岡県掛川市長谷1-1-1
電話 0537-21-1127 F A X 0537-21-1167
電子メール kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp